

要緊急安全確認大規模建築物の報告命令

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途※1	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
						内容	実施時期	
佐藤不動産 株式会社 代表取締役 佐藤 典子 株式会社 ARES 代表取締役 岩田 重雄	D-BOX	豊島区東池袋1-43-6	百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗	平成31年3月20日	平成32年(2020年)3月28日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。			

※1 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。